

電子政府・電子自治体の推進のための行政手続オンライン化関係三法のポイント

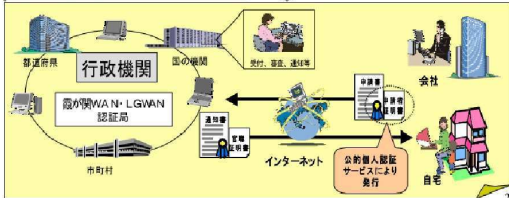
※ 第155回国会（平成14年12月6日）において成立、同年12月13日公布

- 1 行政手続のオンライン化
- 2 「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」（行政手続オンライン化法）
- 3 「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（整備法）
- 4 「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」（公的個人認証法）
- 5 電子署名を利用したオンラインによる申請・届出等のイメージ
- 6 電子証明書の発行等の手続イメージ

これまでは・・・



行政手続のオンライン化により・・・



1. 行政手続のオンライン化

行政手続オンライン化が施行され、情報システムが整備されると、申請・届出等の手続が、自宅又は会社へ届ながら、いつでもインターネットでできるようになります。

- （例）事業所における雇用保険被保険者取得
喪失届出（年間約1,000万件）
※2003年度オンライン化率約
○ ハスポートの交付申請（年間約580万件）
※2003年度オンライン化率約
○ 戸籍簿抄本の交付請求（年間約3,600万件）
※2002年度オンライン化率約
○ 申請・届出に際して、住民票の写しの提出も不要になります。
（住民基本台帳ネットワークの利用により行政機関が確認を行います・・・後）
※ 申請・届出に際しての「住民票の写し」の発行滞り、年金支給のための現況届の提出等のために、町長等が町長ネットワークを利用し、当該システム両面で十分な個人情報保護措置を講じています。

- 国民の利便性の向上
- 行政運営の簡素化・効率化

各府省のアクション・プランの内容（アクション・プラン2002）

- 約52,000手続の行政手続のオンライン化を実施（＝行政手続オンライン化の対象）
- 国民と国や地方公共団体の行政機関との間の申請・届出等の行政手続・・・約21,000手続
⇒ 2003年度までにほとんど全てオンライン化
2002年度に、国手続約6,700手続をオンライン化予定（国手続約13,500手続のうち）
 - 行政機関間の手続など申請・届出等以外の行政手続・・・約31,000手続
⇒ 原則として2003年度までにオンライン化

2. 「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」（行政手続オンライン化法）のポイント

- 1 趣旨
 - 法令に根拠を有する国民等と行政機関との間の申請・届出等の行政手続（約52,000手続）について、書面によることに加え、オンラインでも可能とするための新法を制定（いわゆる通則法という形式）
 - 行政手続のオンライン化により、国民の利便性の向上と、行政運営の簡素化・効率化を図ることを目的。
- 2 規定事項
 - ① オンライン化可能規定
 - 原則として全ての行政手続について、各手続の根拠法令において書面で行うこととなっている場合に、書面によることに加えオンラインで行うことも可能とするための特例規定を整備。
⇒ オンライン化のための各個別法令の改正は不要に。
 - 行政機関が、電子的記録により書類の複製・閲覧や作成・保存を行うことができるための規定も整備。
 - ② 適用除外
 - 手続の性質によりオンライン化になじまないものを法別表に列記し、例外的にオンライン化可能規定の適用を除外（対面、現物を要する手続に限定）。
⇒ 34法律、222手続について法別表に列記。
- 3 施行
 - 公布の日（平成14年12月13日）から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

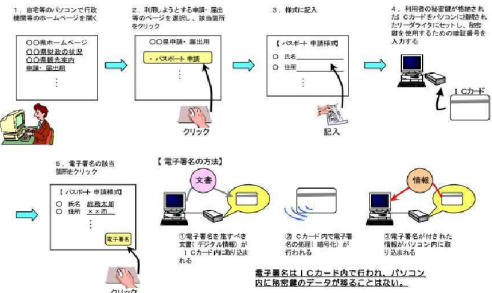
3. 「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（整備法）のポイント

- 1 趣旨
 - 行政手続オンライン化法の規定のみでは手当てが完全ではないもの、例外を定める必要があるものについて、71の個別法律の改正を束ね一つの法律としてとりまとめ。
- 2 整備事項
 - ① 既に手続のオンライン化を規定している法律との適用関係の整理
税関特例法、工業所有権特例法、食品衛生法等
 - ② 手数料の納付の電子化
不動産登記法、商業登記法、道路運送車両法等
 - ③ オンライン化に伴う手続の簡素化
住民基本台帳法等
（住民票の写しの送付等を省略するため住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務を追加）
 - ④ 届入・届出の電子化、国税・地方税の電子納税
会計法、国税通則法、登録免許税法等

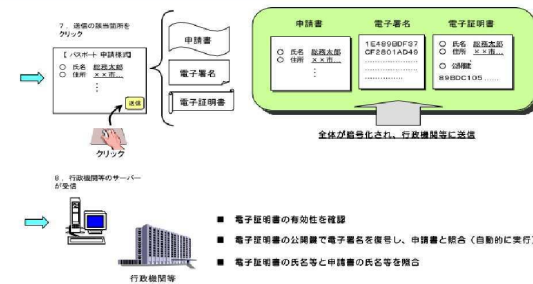
4. 「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」（公的個人認証法）のポイント

- 1 趣旨
 - 申請・届出等行政手続のオンライン化に資するため、第三者による情報の改ざんの防止・通信相手の確認を行う、高度な個人認証サービスを全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供する制度を整備するもの。
- 2 規定事項
 - ① 希望者に対する電子証明書の発行
希望者は、市町村の窓口で都道府県知事の発行する電子証明書の提供を受けることが可能。
 - ② 電子証明書の失効情報の提供
電子署名と電子証明書が付された申請・届出等を受信した行政機関等（署名検証者）からの要請に対し、都道府県知事はその電子証明書が失効リストに載っているかどうかを確認。
 - ③ 個人情報の保護
取り扱う利用者の個人情報を厳重かつ適切に保護（認証業務等に関して知り得た個人情報の他目的利用の禁止、セキュリティ対策の実施義務、厳重な守秘義務、利用者による自己の個人情報の開示・訂正及び苦情処理を保障）。
 - ④ 指定認証機関
証明書発行・失効情報提供の業務を複数の都道府県で共同処理するため、都道府県知事は大臣の指定する者（指定認証機関）に委託することが可能。
- 3 施行
 - 一部を除き、公布の日（平成14年12月13日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。

5. 電子署名を利用したオンラインによる申請・届出等のイメージ（1）



5. 電子署名を利用したオンラインによる申請・届出等のイメージ（2）



6. 電子証明書の発行等の手続イメージ

